

柴田町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月17日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第17号

柴田町情報公開条例の一部を改正する条例  
柴田町情報公開条例（平成13年柴田町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（情報公開の請求権）</u></p> <p>第5条 <u>何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求することができる。</u></p> <p>（公開請求の手続）</p> <p>第6条 情報の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書面を提出しなければならない。</p> <p>（1） <u>情報の公開を請求しようとする者の</u> 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、事務所又は事業所の所在地）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p><u>2 実施機関は、前項の請求書面に形式上の不</u></p>	<p><u>（情報公開の請求権者等）</u></p> <p>第5条 <u>次の各号に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。ただし、第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限るものとする。</u></p> <p><u>（1） 町内に住所を有する者</u></p> <p><u>（2） 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p><u>（3） 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p><u>（4） 町内に存する学校に在学する者</u></p> <p><u>（5） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</u></p> <p>（公開請求の手続）</p> <p>第6条 情報の公開を請求しようとする者（<u>以下「請求者」という。</u>）は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書面を提出しなければならない。</p> <p>（1） <u>請求者の</u> 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、事務所又は事業所の所在地）</p> <p>（2）～（3） （略）</p>

備があると認めるときは、情報の公開を請求した者（以下、「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書面の提出があったときは、その請求を受けた日から起算して14日以内に、その請求を受けた情報を公開するか否かについて、決定しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～3 （略）

（施行の状況の公表）

第32条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、前条の請求があったときは、その請求を受けた日から起算して14日以内に、その請求を受けた情報を公開するか否かについて、決定しなければならない。

2～3 （略）

（施行の状況の公表）

第32条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを町民に公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。